

令和8年度 途中入園用

入園申込手続きのご案内

【 保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業所 】



江南市 こども未来課 保育グループ

電話 0587-50-0264

目 次

入園申込手続きについて

- 1. 入園申込のスケジュール(令和8年度途中入園) …………… 1ページ
- 2. 入園申込書類について …………… 2ページ

《提出書類》

- ①教育・保育給付認定申請書(兼 施設利用申込書)
- ②保育を必要とする事由を証明する書類
(就労証明書、申立書、入院(通院)証明書など)
- ③保育園等入園申込に係る確認書
- ④家庭での生活状況(0歳児用、1・2歳児用、年少・年中・年長児用)
- ⑤税関係書類(※令和7年1月2日以降に転入した方または転入予定の方のみ)
- ⑥きょうだいの幼稚園等の在園証明または入園許可書等の写し(※該当者のみ)
- ⑦障害者手帳等の写し(※該当者のみ)

【令和8年度 児童年齢早見表】

生年月日	年齢	卒園
令和2年4月2日～令和3年4月1日	5歳児	令和9年3月31日
令和3年4月2日～令和4年4月1日	4歳児	令和10年3月31日
令和4年4月2日～令和5年4月1日	3歳児	令和11年3月31日
令和5年4月2日～令和6年4月1日	2歳児	令和12年3月31日
令和6年4月2日～令和7年4月1日	1歳児	令和13年3月31日
令和7年4月2日～	0歳児	令和14年3月31日

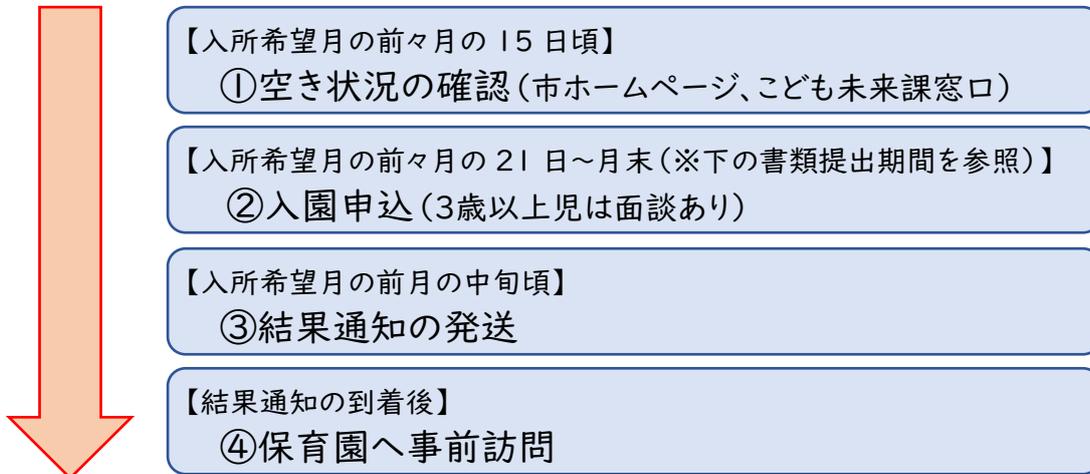
江南市の保育について

- ・保育を必要とする要件について …………… 6ページ
- ・江南市内の保育施設一覧表 …………… 7ページ
【江南市立保育園、私立保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所】
- ・特別保育について …………… 9ページ
【0歳児保育、特別支援保育、異年齢保育、特別利用保育】
- ・その他(江南市ホームページ掲載事項) …………… 9ページ
- (参考) 令和8年度 保育所保育料等徴収基準表 …………… 10ページ

入園申込手続きについて

1. 入園申込のスケジュール(令和8年度途中入園)

申込の流れ



- ・空き状況の公表は、市ホームページ・こども未来課窓口で、毎月15日頃公表します。
- ・下表の書類提出期間に必要な提出書類をこども未来課へ提出してください。
(市役所窓口受付時間:9:00～16:00)
- ・3歳以上児は面談を行うため、こども未来課で面談の予約をしてください。
(電話予約可:0587-50-0264)
- ・12月～3月入園の場合は、一旦、年度末(3月)で退園となりますので、翌年度の4月入園の申込み(10月頃受付開始)が必要となります。

【書類提出期間】

入園希望月	書類提出期間・面談期間
令和8年5月	3月23日(月)～3月31日(火)
6月	4月21日(火)～4月30日(木)
7月	5月21日(木)～5月29日(金)
8月	6月22日(月)～6月30日(火)
9月	7月21日(火)～7月31日(金)
10月	8月21日(金)～8月31日(月)
11月	9月24日(木)～9月30日(水)
12月	10月21日(水)～10月30日(金)
令和9年1月	11月24日(火)～11月30日(月)
2月	12月21日(月)～12月28日(月)
3月	令和9年1月21日(木)～1月29日(金)

2. 入園申込書類について

① 教育・保育給付認定申請書(兼 施設利用申込書)

児童1人につき1部必要。記載例を参考にして作成してください。

② 保育を必要とする事由を証明する書類〔父、母、祖父、祖母〕

・入所児童が複数いる場合でも各1通で結構です。

・父・母及び同居の祖父・祖母(満65歳未満 昭和36年4月2日以降に生まれた方)は提出が必要です。(※同居の祖父母が就労等していなくても利用申込をすることができますが、利用調整の際の優先度が低くなります。)

保育を必要とする事由	事由を証明する書類
会社などに勤務 (内定している)	事業主による「就労証明書※」 <u>勤務先で記入必要</u>
自 営	① 「就労証明書」 ② 自営の状況がわかるものの写し(営業許可証、開業届出書、確定申告書等) <u>※営業証明書は不可</u> ※株式会社、有限会社などの法人格がある事業所の場合は不要
農 業	農業事業主が農業により所得を得ていることが必要です。 ① 「就労証明書」(就労形態で「その他(農業)」を選択) ② 市場出荷がわかるものの写し(出荷伝票等)
内 職	① 「就労証明書」(就労形態で「内職」を選択) ② 内職の状況がわかるものの写し(検収伝票、受領書、支払明細書等)
産前産後	母子健康手帳(母親の氏名と予定日がわかる部分)の写し
疾病・障害	医師による「入院(通院)証明書※」、障害者手帳の写し、療育手帳の写し、要介護認定証の写し のいずれか
同居親族の 介護・看護	① 「申立書」 ② 介護・看護を受ける方の医師による「入院(通院)証明書」、 障害者手帳の写し、療育手帳の写し、要介護認定証の写し のいずれか
災害復旧	り災証明書 又は 被災証明書
就 学 (職業訓練を含む)	① 学生証の写し、在学証明書、職業訓練を受講中のことが分かる書類 のいずれか ② 月60時間以上就学していることが分かるもの (就労時間を合算する場合には就労証明書等も必要です。)
求職活動 (起業準備を含む)	「申立書」
育児休業 <u>(3歳以上児対象)</u>	事業主による「就労証明書」 (項目9育児休業の取得(予定)期間欄を必ず記載のこと)
児童虐待・DV	児童相談所の意見書、公的機関が発行の証明書など

【就労証明書について】

- ・ 記載例を参考に記入してください。
- ・ 会社員・パート・アルバイトの方は就労先で記入してもらってください。
- ・ 自営業の方はご自身で記入してください。
- ・ 訂正がある場合は見え消し線で行ってください。(修正テープ等は不可)
- ・ 育児のための短時間勤務制度の利用が決まっていない場合は、通常の時間帯を記入してください。

【入院(通院)証明書について】

- ・ 入院(通院)証明書等の内容が確認できれば、医師の「診断書」でも可。
但し、保育ができない理由について、医師の記入が必要。

③ 保育園等入園申込に係る確認書

確認事項をよく読みチェックをしてください。

④ 家庭での生活状況(0歳児用、1.2歳児用、年少・年中・年長児用)

令和8年4月1日現在の年齢を確認し、対象の年齢の用紙に記入してください。

⑤ 税関係書類の提出について(※該当者のみ)

5月～8月入園の方

- ・ 令和7年1月1日以前から江南市に住民登録がある方は不要です。
- ・ 令和7年1月2日以降に江南市に転入の方は、令和7年度の市町村民税額が分かる書類が必要です。
 - ◎ 父、母は、非課税の場合でも提出が必要です。
 - ◎ 祖父母は、児童と同居であり、かつ父及び母が非課税の場合に必要です。

市町村民税額が分かる書類[父、母、(同居の場合は祖父、祖母)]について

・ 令和7年1月2日以降に江南市に転入された方

- (1) 令和7年1月1日現在の住所が国内の方
マイナンバーを利用して令和7年1月1日に住民登録のある市町村と情報連携が可能であるため、書類の提出は不要です。
- (2) 令和7年1月1日現在の住所が国外の方
令和6年中分の海外所得が分かる書類を提出してください。1年において、国内所得と海外所得が両方存在する場合には、書類提出時にその旨を伝えてください。

※情報連携を希望しない場合やマイナンバーの記入がない場合には、次のうちいずれかが必要となります。

- ① 令和7年度 市町村民税 税額決定通知書 … 市町村より交付 (コピー)
- ② 令和7年度 市町村民税 特別徴収税額決定通知書 … 勤務先より交付 (コピー)
- ③ 令和7年度(令和6年中所得)市町村民税 課税所得証明書 (原本)

- ・①や②の書類は、令和7年6月頃に市町村、または勤務先より交付されています。
- ・①や②は再交付ができません。①や②が手元がない場合は、令和7年1月1日に住民登録があった市町村の住民税担当部署で、③の課税所得証明書を発行してもらってください。
- ・入所児童が複数いる場合でも各1通で結構です。

※令和6年中の収入がない方や被扶養者の方も保育料算定等において市町村民税申告が必要です。

※未申告の場合は、令和7年1月1日現在の住所地で速やかに申告をすませてください。課税状況が確認できるまでは、保育料徴収基準表で最高額の保育料となりますのであらかじめご了承ください。

※情報連携を希望されても課税情報の取得ができない場合は、課税証明書の提出をお願いすることがあります。

9月～3月入園の方

- ・**令和8年1月1日以前から江南市に住民登録がある方は不要**です。
- ・令和8年1月2日以降に江南市に転入の方は、令和8年度の市町村民税額が分かる書類が必要です。
 - ◎ **父、母は、非課税の場合でも提出が必要**です。
 - ◎ **祖父母は、児童と同居であり、かつ父及び母が非課税の場合に必要**です。

市町村民税額が分かる書類〔父、母、(同居の場合は祖父、祖母)〕について

・令和8年1月2日以降に江南市に転入された方で

- (1) 令和8年1月1日現在の住所が国内の方
マイナンバーを利用して令和8年1月1日に住民登録のある市町村と情報連携が可能であるため、書類の提出は不要です。
- (2) 令和8年1月1日現在の住所が国外の方
令和7年中分の海外所得が分かる書類を提出してください。1年において、国内所得と海外所得が両方存在する場合には、書類提出時にその旨を伝えてください。

※情報連携を希望しない場合やマイナンバーの記入がない場合には、次のうちいずれかが必要となります。

- ①令和8年度 市町村民税 税額決定通知書 … 市町村より交付 (コピー)
- ②令和8年度 市町村民税 特別徴収税額決定通知書 … 勤務先より交付 (コピー)
- ③令和8年度(令和7年中所得)市町村民税 課税所得証明書 (原本)

- ・①や②の書類は、令和8年6月頃に市町村、または勤務先より交付されています。
- ・①や②は再交付ができません。①や②が手元がない場合は、令和8年1月1日に住民登録があった市町村の住民税担当部署で、③の課税所得証明書を発行してもらってください。
- ・入所児童が複数いる場合でも各1通で結構です。

※令和7年中の収入がない方や被扶養者の方も保育料算定等において市町村民税申告が必要です。

※未申告の場合は、令和8年1月1日現在の住所地で速やかに申告をすませてください。課税状況が確認できるまでは、保育料徴収基準表で最高額の保育料となりますのであらかじめご了承ください。

※情報連携を希望されても課税情報の取得ができない場合は、課税証明書の提出をお願いすることがあります。

⑥ きょうだいの「幼稚園等の在園証明書及び入園許可書等」の提出について (※該当者のみ)

- ・きょうだいがこれから幼稚園等へ入園予定の場合は、「入園許可書等」のコピーを提出してください。
- ・江南市に転入予定の方できょうだいが幼稚園に在園の方は「在園証明書」を提出してください。
- ・特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合は「在園証明書」を提出してください。

⑦ 障害者手帳等の写し(※該当者のみ)

同居家族で障害者手帳等をお持ちの場合は写しを提出してください。

江南市の保育について

【 保育を必要とする要件について 】

保育を必要とし、2号・3号の認定を受けて保育所、認定こども園、小規模保育事業所（以下「保育所等」という）の利用をするためには、保護者（父母等）が保育を必要とする事由である次のいずれかに該当していることが必要となります。

なお、その家庭に児童を保育できる方がいる場合は除かれます。

※就労時間や事由の変更等により、保育短時間・保育標準時間が変わる場合は、変更申請が必要です。

保育認定事由	具体的な保護者の保育認定事由
1 就 労	月 60 時間以上就労していること
2 産前産後	出産予定日の前 3 か月及び出産日の後 2 か月のうち必要な期間
3 疾病・障害	疾病もしくは負傷している状態にあること 精神又は身体に障害を有する状態であること
4 介護・看護	長期入院等している同居の親族を常時介護・看護していること
5 災害復旧	災害により児童の居宅を失い、又は破損した場合にその復旧のため保育できない場合
6 就 学	月 60 時間以上就学していること（職業訓練校等での職業訓練を含む）、もしくは就学時間と就労時間の合算時間が 60 時間以上であること
7 求職活動	申込み時点で就労の意思があり、求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること（ <u>求職活動の場合は、1か月の有効期限となります。入園を継続するには入園後 1 か月以内に就労証明書等の提出が必要です。</u> ）
8 育児休業 <u>（3歳以上児対象）</u>	会社の休業制度を利用し、下の子の育児休業を取得していること （注 1）
9 その他	・虐待やDVのおそれがあること ・上記 1～8に類する状態にあること

（注 1）育児休業取得前に既に保育所等を利用していた2歳児クラスの子については、継続利用ができます。

【 江南市内の保育施設一覧表 】

江南市立保育園一覧表

施設名	所在地	携帯番号 電話番号	入所年齢	特別 支援 保育	異 年 齢 保 育	開園時間
草井保育園	草井町若草 57	・080-7975-4553 ・59-8539	7 か月目～	○		7:30～19:00
小鹿保育園	小杣町長者毛東 1	・080-7976-9874 ・57-8559	1歳児～	—		7:30～19:00
宮田東保育園	宮田神明町栄 174	・080-7975-4601 ・58-7466	7 か月目～	—	○	7:30～19:00
宮田保育園	後飛保町新開 23	・080-7976-9863 ・58-7303	7 か月目～	○		7:30～19:00
宮田南保育園	前飛保町西町 2	・080-7976-9870 ・55-1834	7 か月目～	—		7:30～19:00
藤里保育園	藤ヶ丘 7 丁目 1-16	・080-7976-9957 ・55-1857	1歳児～	○		7:30～19:00
古知野北保育園	勝佐町田代 137	・080-7976-9902 ・56-2707	1歳児～	○		7:30～19:00
古知野東保育園	高屋町大師 72	・080-7975-4360 ・56-2706	1歳児～	○		7:30～19:00
古知野中保育園	古知野町熱田 203	・080-7976-9923 ・56-2233	7 か月目～	—		7:30～19:00
門弟山保育園	村久野町門弟山 271	・080-7975-4618 ・54-0023	1歳児～	○		7:30～19:00
古知野南保育園	古知野町塔塚 160	・080-7975-4620 ・56-2833	1歳児～	○		7:30～19:00
古知野西保育園	東野町郷前 48	56-2021	7 か月目～	○		7:30～20:00
布袋北保育園	安良町八王子 137	56-3689	7 か月目～	○		7:30～20:00
布袋西保育園	木賀町定和 31	・080-7976-9865 ・56-3300	7 か月目～	○		7:30～19:00
布袋保育園	布袋下山町南 70	・080-7976-9884 ・56-3251	7 か月目～	—		7:30～19:00
布袋東保育園	小折町八反畑 147	・080-7975-4596 ・54-8546	7 か月目～	—		7:30～19:00

※古知野西保育園は、指定管理者(株)はな保育)に管理、運営を委託しています。

※布袋北保育園は、指定管理者(株)日本保育サービス)に管理、運営を委託しています。

※宮田東保育園は、年長・年中児の異年齢保育を実施しています。

※宮田東保育園と藤里保育園は令和8年度末で閉園し、令和9年度より統合される予定です。

私立保育園一覧表

施設名	所在地	電話番号	入所年齢	特別支援 保育	開園時間
布袋ぼっぼ園	北山町西300 toko+toko=labo (布袋駅東複合施設 内)	50-8882	7か月目~ 2歳児	-	7:30~19:00
アイグラン保育園 江南中央	石枕町神明 82	50-2880	57日目~	○	7:30~19:30

幼保連携型認定こども園一覧表

施設名	所在地	電話番号	入所年齢	特別支援 保育	開園時間
認定江南こども園 グレイス	後飛保町神明野 46	58-8710	7か月目~	-	(平日) 7:30~18:30 (土曜) 7:30~18:00
認定こども園 みどりの風幼稚園	慈光堂町南 192	59-7000	7か月目~	-	7:30~18:30

小規模保育事業所一覧表

施設名	所在地	電話番号	入所年齢	特別支援 保育	開園時間
布袋駅ぼっぼ園 みなみ	布袋町西布 218 MOKUKICHI 北1区画	50-2666	7か月目~ 2歳児	-	7:30~19:00
布袋駅ぼっぼ園 きた	布袋町西布 218 MOKUKICHI 北2区画	50-6353	7か月目~ 2歳児	-	7:30~19:00

【 特別保育について 】

◆ 0歳児保育

生後7カ月目(令和7年4月2日～)から保育します。

アイگران保育園江南中央のみ生後57日目から保育します。

《実施保育園》 ※申し込みの状況等によっては、実施しないこともあります。

草井保育園、宮田東保育園、宮田保育園、宮田南保育園、古知野中保育園、古知野西保育園、布袋北保育園、布袋西保育園、布袋保育園、布袋東保育園、布袋ぽっぽ園、アイگران保育園江南中央、認定江南こども園グレイス(保育園部分)、認定こども園みどりの風幼稚園(保育園部分)、布袋駅ぽっぽ園みなみ、布袋駅ぽっぽ園きた

◆ 特別支援保育

発達の遅れや中・軽度の障害がある3歳児以上のお子さんをサポートします。

《実施園》

草井保育園、宮田保育園、藤里保育園、古知野北保育園、古知野東保育園、門弟山保育園、古知野南保育園、古知野西保育園、布袋北保育園、布袋西保育園、アイگران保育園江南中央

◆ 異年齢保育

異年齢合同にて保育をおこないます。

《実施園》

宮田東保育園の年長・年中児

◆ 特別利用保育

年長・年中・年少児で特別支援保育を希望され、保育の必要性の認定基準を満たしていない場合で、条件に該当する場合に入園できます。ただし、入園枠に空きがある場合のみ、その年度内において入園できます。

面談にて決定します。また、午前9:30～午後3:30までの保育時間や特別保育利用に制限があります。

《実施園》 特別支援保育実施園

※ 以下の項目については、ホームページに掲載していますのでご覧ください。



- ・保育所・認定こども園・小規模保育事業所とは
- ・教育・保育給付認定について
- ・保育を必要とする要件について
- ・利用調整等について
- ・保育料等について
- ・私的契約児について
- ・保育所等入所 Q&A
- ・利用時間区分について
- ・保育所等の入所基準について
- ・保育時間について
- ・延長保育について
- ・その他諸費用について

(参考) 令和8年度 保育所保育料等徴収基準表

ひとり親等対象世帯		保育所保育料												(月額/円)					
		3歳児以上						3歳児未満											
		標準時間			短時間			標準時間			短時間								
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子						
A	生活保護世帯																		
B	市町村民税非課税世帯																		
C	市町村民税課税世帯(均等割の額のみ)													0	0	0	0	0	0
D1	所得割課税額(円) 1 ~ 4,999							5,500	0	0	5,000	0	0						
D2	" 5,000 ~ 48,599							6,200	0	0	5,600	0	0						
D3	" 48,600 ~ 59,999							7,000	0	0	6,300	0	0						
D4	" 60,000 ~ 71,999							7,900	0	0	7,100	0	0						
D5	" 72,000 ~ 77,100							8,900	0	0	8,000	0	0						
D6	" 77,101 ~ 83,999							20,500	10,250	0	18,200	9,100	0						
D7	" 84,000 ~ 96,999							25,800	12,900	0	23,400	11,700	0						
D8	" 97,000 ~ 119,999							33,300	16,650	0	30,800	15,400	0						
D9	" 120,000 ~ 149,999							38,000	19,000	0	35,500	17,750	0						
D10	" 150,000 ~ 179,999							43,800	21,900	0	41,300	20,650	0						
D11	" 180,000 ~ 219,999							50,000	25,000	0	47,500	23,750	0						
D12	" 220,000 ~ 269,999							53,400	26,700	0	50,900	25,450	0						
D13	" 270,000 ~ 329,999							57,200	28,600	0	54,700	27,350	0						
D14	" 330,000 ~ 396,999							57,500	28,750	0	55,000	27,500	0						
D14	" 397,000以上							58,500	29,250	0	56,000	28,000	0						

		給食費(主食費+副食費)											
		3歳児以上						3歳児未満					
		標準時間			短時間			標準時間			短時間		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
生活保護世帯	主食費 1,000												
所得割課税額 ~ 77,100							主食費、副食費ともに保育料に含まれる						
" 77,101以上	主食費+副食費 6,000	主食費 1,000	主食費+副食費 6,000	主食費 1,000									

※児童数は、所得割課税額が77,101円未満の世帯については、保護者が扶養している児童数を、77,101円以上の世帯については保育園又は幼稚園等に通っている児童数のみを換算する。第3子以降に該当する児童の保育料は無料。

※ひとり親等世帯とは

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のいない者で実際に児童を扶養している世帯
- (2) 在宅障がい児(者)のいる世帯(次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。)
- (ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- (イ) 療育手帳制度について(昭和48年厚生省発第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (エ) 特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者

上記以外		保育所保育料												(月額/円)		
		3歳児以上						3歳児未満								
		標準時間			短時間			標準時間			短時間					
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子			
A	生活保護世帯															
B	市町村民税非課税世帯															
C	市町村民税課税世帯(均等割の額のみ)							9,200	4,600	0	8,200	4,100	0			
D1	所得割課税額(円) 1 ~ 4,999							12,200	6,100	0	10,700	5,350	0			
D2	" 5,000 ~ 48,599							14,200	7,100	0	12,200	6,100	0			
D3	" 48,600 ~ 57,699							15,000	7,500	0	12,900	6,450	0			
D4	" 57,700 ~ 59,999							15,000	7,500	0	12,900	6,450	0			
D5	" 60,000 ~ 71,999							17,400	8,700	0	15,200	7,600	0			
D6	" 72,000 ~ 83,999							20,500	10,250	0	18,200	9,100	0			
D7	" 84,000 ~ 96,999							25,800	12,900	0	23,400	11,700	0			
D8	" 97,000 ~ 119,999							33,300	16,650	0	30,800	15,400	0			
D9	" 120,000 ~ 149,999							38,000	19,000	0	35,500	17,750	0			
D10	" 150,000 ~ 179,999							43,800	21,900	0	41,300	20,650	0			
D11	" 180,000 ~ 219,999							50,000	25,000	0	47,500	23,750	0			
D12	" 220,000 ~ 269,999							53,400	26,700	0	50,900	25,450	0			
D13	" 270,000 ~ 329,999							57,200	28,600	0	54,700	27,350	0			
D14	" 330,000 ~ 396,999							57,500	28,750	0	55,000	27,500	0			
D14	" 397,000以上							58,500	29,250	0	56,000	28,000	0			

		給食費(主食費+副食費)											
		3歳児以上						3歳児未満					
		標準時間			短時間			標準時間			短時間		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
生活保護世帯	主食費 1,000												
所得割課税額 ~ 57,699							主食費、副食費ともに保育料に含まれる						
" 57,700以上	主食費+副食費 6,000	主食費 1,000	主食費+副食費 6,000	主食費 1,000									

※児童数は、所得割課税額が57,700円未満の世帯については、保護者が扶養している児童数を、57,700円以上の世帯については保育園又は幼稚園等に通っている児童数のみを換算する。第3子以降に該当する児童の保育料は無料。



【注意事項】

- ・記載内容は、変更することがあります。
- ・申込後に、申込内容に変更が生じた場合は、こども未来課までご連絡ください。
※変更内容によって、必要書類の提出をお願いします。
- ・次のような場合には、入所の決定が取り消されることがあります。
 - ①申込内容に著しい虚偽があった場合
 - ②保育所等における集団生活に支障があると判断された場合

申込にあたってご不明な点がございましたら、こども未来課までお問合せください。

江南市 こども未来課 保育グループ

電話 0587-50-0264